

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 7 号
件 名	遠隔操作式鍵ボックスの取扱いについて
要 旨	<p>遠隔式鍵ボックスは、液状化地域等が災害発生時に避難所トラブルを防ぐため、避難者を敏速に、円滑に避難できるようにするため、設置、開設したと思っていました。人為的な問題を解決する手段です。残念なことに2026年1月の新聞折り込みに、防災課が発行した新潟市の防災対策には、遠隔操作式鍵ボックスの案内がなぜかありませんでした。おかしなことに、中央区総務課安心安全係は、災害時に遠隔操作式鍵ボックスが自動作動開錠しても、数名（3名）の指定特定管理者以外は勝手に鍵をボックスから取り出して避難所を開設してはいけない、絶対禁止と言う。常日頃の避難所の鍵の保有者とボックスの指定管理者のみが、避難所開設行為をできると言う。近隣住民、早く避難した住民は、避難所開設をしてはいけない。ボックスが自動作動開錠してあっても、取扱禁止と言う。ならば、市報にいがたに遠隔操作式鍵ボックスの開設利用方法を掲載し、マスコミ等にも公表してほしい。</p> <p>不思議なことに、ボックスが施設の入口周辺に設置され、避難所の出入口まで50メートル以上離れているところがある。避難所を利用しない、避難しない役員が行政と、施設と場所を決めている。ボックス周辺に照明がなく、夜間は利用しにくい。本当に災害が発生したら危険です。鍵ボックス（遠隔式）は、発災初期の初動対応の遅れがないように対処するための災害初期の対応検証に基づき設置されたはずです。なぜ避難所出入口に設置しなかったのか。発災時、行政も、施設管理者も、鍵の関係者も、すぐには出動できない。</p> <p style="text-align: right;">（次頁につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 ） 第6項</p> <p style="text-align: right;">} 総務常任委員会</p>
受 理	令和8年1月15日 第532号

中央区は鍵の保有者、遠隔操作式鍵ボックスの指定管理者 3 名の避難所到着が遅れると、避難所出入口を破壊してほしい、問題ないと言う。他県や東区、西区は、遠隔操作式鍵ボックスは、早く避難してきた住民も鍵が自動作動開錠されていたら、鍵を使って避難所を開設してもらおう、できると言う、防犯カメラを設置しているところもある。また、暗証番号は地域の自主防災役員に開示しているところもある。

よって、以下のことを陳情いたします。

記

- 1 遠隔操作式鍵ボックスを設置した場所、根拠を自治会に回覧すること。
- 2 ボックス付近に夜間照明をつけ、防犯カメラも設置すること。
- 3 遠隔式で自動作動開錠していても、指定管理者以外の鍵の取扱いは絶対禁止ということ、早く避難した人でも利用できずに禁止ということをマスコミ等に公表すること。
- 4 鍵の所有管理者、ボックス管理者の避難所到着が遅れたときは、避難所出入口を破壊していいということを公表すること。
- 5 早く避難した住民が自動作動開錠していても、一般住民は避難所を開設できないことの条例をつくること。
- 6 ボックスは地震、津波のみ作動、開錠するという、大雨、洪水、台風、土砂、流水等も作動するように変更すること。